



身边に潜む消費者トラブル

安心して暮らすために 知っておきたいこと



12月は悪質商法撲滅月間です。

消費者庁によると、令和6年度に全国の消費生活相談センターなどに寄せられた相談件数は91万件に上り、市においても年間700～800件の相談が寄せられています。

悪質商法の手口はより複雑化・巧妙化し、高額な被害も後を絶ちません。「自分は大丈夫」と過信せず、正しい知識を身につけて対策しましょう。

問い合わせ先 人権男女共同参画課人権男女共同参画担当 ☎(584) 1201 ☎(584) 1181

トラブルの事例

●通信販売でのトラブル

インターネットで「初回お試し500円」の健康食品を注文したら、翌月も同じ商品が届き、高額請求された。

1回だけのつもりで注文したら、実は定期購入だったというトラブルが多発しています。また、偽のウェブサイトで商品が届かないこともあります。通信販売はクーリング・オフ制度が利用できないため、特に注意が必要です。

対応策

注文確定前にウェブサイトの信用性、注文内容、返品条件などを念入りに確認する。

●点検商法

業者が突然家に来て、「分電盤の無料点検をしている」と言うので見てもらったところ、「すぐに交換が必要」と言われ、高額な契約を迫られた。

分電盤や給湯器の点検、屋根や外壁の工事などを理由に突然訪問し、「危険性が高い」「今だけ安くできる」などと言葉巧みに契約を迫る事例が増加しています。事前に電話で訪問を持ち掛ける例もあります。

対応策

知らない業者を家に入れない。その場で契約せず、家族などと相談し、必要ないものは断る。

トラブルを 避けるために

悪質業者は、巧妙な言葉や仕組みで私たちの心理につけ込み、だまそうとします。近年は特に、SNS(会員制交流サイト)などにより、著名人の写真を悪用した投資詐欺、恋愛感情につけ込むロマンス詐欺なども多発しています。「うまい話には裏がある」という視点を持ち、冷静な判断を心掛けましょう。

被害に遭わないための6カ条

- 1 契約前に規約・条件などをしっかり確認する
- 2 契約前に家族に相談する
- 3 知らない人を家に入れない、連絡しない
- 4 日頃から家族と連絡をとっておく
- 5 電話でお金の話をされたら詐欺を疑う
- 6 口座番号・預貯金などの個人情報を教えない

困ったときは相談を

●消費者庁消費者ホットライン

188 (局番なし)

※土・日曜日、祝日も相談できます。

●市消費生活センター

電話や窓口(予約不要)で相談に応じます。

相談日時 月～金曜日(祝日を除く)

午前10時～午後4時(午後0時15分～1時を除く)

場所 同センター

☎(584) 1155